

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
上三川町は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	地方税及び保険料の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
上三川町長
公表日
令和7年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の内容	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 ①収滞納情報の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻
③対象人数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	収納消込システム	
②システムの機能	1.賦課情報・納付情報の管理 2.対象者の納付状況照会 3.納付書再発行 4.督促状・催告書の出力データ作成 5.過誤納処理 6.各種統計情報作成	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム2～5

システム2

①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の住登外者において、新規に統合宛名番号を付番する昨日 2. 宛名情報管理機能 宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を宛名番号及び個人番号と紐づけし保存し、管理する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名		
納付情報ファイル 宛名情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24の項並びに 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
納付情報ファイル、宛名情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	当町において、課税徴収対象となっている者のうち個人番号を有する者	
その必要性	納税義務者について適正な収納、滞納整理事務を行うため。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	・その他の識別番号(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため。 ・地方税関係情報・医療保険関係情報・介護・高齢者福祉関係情報: 納税義務者の納付状況等を正確に特定するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年2月27日	
⑥事務担当部署	税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (住民課、健康福祉課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 (金融機関、コンビニ収納代行会社等) [☐] その他 ()
②入手方法		[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 ()
③使用目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、還付先口座情報を取得する。
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		還付事務:町税等の還付を行う際に、個人番号に紐づいた公金受取口座情報を取得し還付を行う。
情報の突合		
⑥使用開始日		平成27年2月27日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託しない]	＜選択肢＞	
	() 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1

①委託内容

②委託先における取扱者数	[	]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	---	---	---

③委託先名

④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----	--------------------------------

再委託		
	⑤再委託の承諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(中間サーバー・プラットフォーム) 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は、クラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

更新年月日 更新時刻 記録番号 科目コード 歳入年度 会計年度 課税年度 相当年度 通知書番号 種別指定番号 期別 月 基本コード
旧市町村コード 旧通知書番号 旧種別指定番号 納付区分 収納額 延滞金 督促手数料 前納報奨金 退職金 還付加算金 収納年月日
日計年月日 入力年月日 納付方法 分納回数 ホスト納付回数 簿冊番号 HEAD納組コード 分類コード SEQ DATA納組コード 金融機
関本店 金融機関支店 口座種別 口座番号 口座振替記録番号 還付事由 還付通知日 還付決裁記録番号 充当科目コード 充当課税年
度 充当相当年度 充当通知書番号 充当種別指定番号 充当期別 充当月 年金特別徴収年月 年金保険者区分 特徴義務者コード 年金
コード 基礎年金番号 被保険者番号 メモ エラーコード レコード通番 全期前納記録番号 収納データ記録番号 消込番号 法人管理番号
事業年度開始 事業年度終了 収納キー1 収納キー1相当年度無し 申告区分 申告枝 収納キー2 処理区分 医療収納額 医療一般収納
額 医療退職収納額 介護収納額 介護一般収納額 介護退職収納額 後期収納額 後期一般収納額 後期退職収納額 医療延滞金 医療一
般延滞金 医療退職延滞金 介護延滞金 介護一般延滞金 介護退職延滞金 後期延滞金 後期一般延滞金 後期退職延滞金 消費税 還付
先 充当法人管理番号 充当事業年度開始 充当事業年度終了 充当収納キー1 充当収納キー1相当年度無し 充当申告区分 充当申告枝
充当収納キー2 出力年月日 OCRID 納付書種類 納付番号 請求コード 汎用数値1 汎用数値2 汎用数値3 汎用日付1 汎用日付2 汎
用日付3 汎用漢字項目1 汎用漢字項目2 汎用漢字項目3 充当汎用数値1 充当汎用数値2 充当汎用数値3 充当__汎用日付1 充当__
汎用日付2 充当__汎用日付3 充当汎用漢字項目1 充当汎用漢字項目2 充当汎用漢字項目3 収納額内訳1 収納額内訳2 収納額内訳
3 収納額内訳4 収納額内訳5

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
納付状況ファイル 宛名情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	職員のアクセス権限を設定し、特定個人情報を使用する場合、誤りがないか複数で確認を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末にアクセスするための静脈認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・長時間にわたり端末を使用しない場合は、ログオフをする。
- ・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分な	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)		[○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		・長時間にわたり端末を使用しない場合は、ログオフをする。 ・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故発生時手順の策定・周知		[十分に行っている]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]		＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容		公的個人認証に係る文書の保存期限「15年」もしくは「10年」とするところを、誤って「5年」として扱い、平成27年度から平成30年度までの文書を誤廃棄した。			
再発防止策の内容		当該文書の保存期限を再確認し、ラベル表示や文書一覧の訂正を行う。 保存期限等の文書の取扱いについては、課内全員で共有した上で、毎年引き継ぎを行う。 廃棄する際は、対象文書と廃棄文書目録の突合を2名以上で行うとともに、所属長又は文書取扱主任者である課長補佐が最終確認を行い、個人番号カード関連文書の保存期限を再確認した上で廃棄処分を行う。			

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持の条項を設定し契約締結している。 ・違反行為を行った者に対しては指導を行い、違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となりうる。 ・新任職員に対する個人情報の取扱い等の説明を年1回実施。	
10. その他のリスク対策		
(中間サーバー・プラットフォームの設置) ・中間サーバー・プラットフォームを活用することで、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務課 329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 0285-56-9116
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	税務課 329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 0285-56-9121
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]